

法人税法の視点（施行規則59条）

売手（売掛）

買手（買掛）

経費（立替）

国税関係書類（重要書類）「高」

契約書



契約書

国税関係書類（一般書類）「低」

見積書



見積書

注文書



注文書

国税関係書類（重要書類）「中」

納品書



納品書

受領書



受領書

検収書



検収書

請求書



請求書

仕入れ明細書
支払い通知書



仕入れ明細書
支払い通知書

領収書



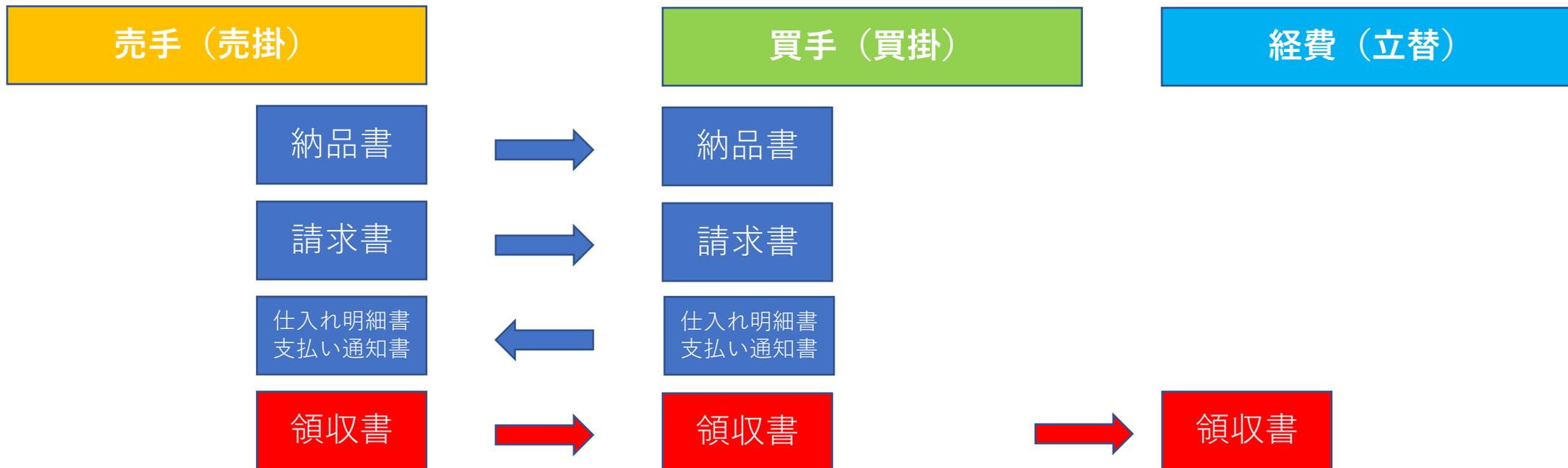
領収書



領収書

消費税法（インボイス制度）の視点（新消法30、57の2、57の4）

法人税法では特段義務になっていない領収書の控えの保存が、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式が導入された以降は義務化されます。（Q & A問56～62等に注目）



適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、**適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務**が課されます。

適格請求書には、区分記載請求書等（注）に必要とされる記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

- 登録番号
- 消費税額等及び適用税率

なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して資産の譲渡等を行う事業については、適格請求書の記載事項を簡易なものとした**適格簡易請求書を交付することができます**。

（注）令和元10月1日から令和5年9月30日までの間、仕入税額控除のため保存が必要な請求書等です。